

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

1. コーポレート・ガバナンスに関する認識

当社では、グループ全体の企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの充実を重要課題と認識している。コーポレート・ガバナンスを構成する各機関は、株主、従業員、取引先、パートナー企業、地域社会も含めたステークホルダーに対して責任を果たすべく、経営の透明性、適法性、公正性を高めながら、効率性、迅速性を実現しなければならない。コーポレート・ガバナンスとは、会社が上記事項を実現するために不可欠な仕組みの構築・運用である。

2. 適時開示の徹底

法令及び取引所の開示規則に基づき、決算情報、財政状態、法定開示事項、その他投資判断に影響を与える事実について適時開示を行う。また、投資家向説明会の実施や、ホームページ上での資料掲載を通じて、各ステークホルダーが当社グループの理解を深められるよう努めるものとする。

3. 内部統制システムの制定

コーポレート・ガバナンスの具体的な方策として内部統制システムを構築・運用する。内部統制システムは、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図るべく、継続的に見直し及び改善を行うものとする。

4. 個人情報保護

個人情報保護を強化するために、社内体制を整備し、個人情報を適切に取扱うことを徹底する。脆弱な体制及びフローについては、速やかに是正措置を行う。また、社内規程の周知徹底及び法令遵守を目的とした社内研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図るものとする。

5. 各機関の連携

取締役会は定時取締役会を毎月開催するものとし、監査役は取締役会議題について検証を行い、定時取締役会に参加して積極的に意見を述べる。また、内部監査責任者は、監査役及び監査法人と意見交換を行いながら、組織及び業務運営全般の監査を通じて、助言、勧告を行うものとする。各機関が横断的に積極的な意思疎通を行うことで、不正の早期発見及び効率的かつ合理的な経営の実現を目指すものとする。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、JASDAQ上場会社としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
長嶋 貴之	1,518,800	20.17
小林 祐介	1,121,400	14.89
日本証券金融株式会社	308,400	4.10
TUSCAN CAPITAL LLC	294,300	3.91
神尾 剛	204,038	2.71
林田 浩太郎	192,862	2.56
菅野 秀彦	191,700	2.55
高濱 憲一	191,700	2.55
株式会社SBI証券	105,700	1.40
松井証券株式会社	104,900	1.39

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期 更新	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
三宅 朝広	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三宅 朝広			三宅氏は、企業経営者としての豊富な経験及び幅広い知見を有しており、経営全体の監視と有効な助言を期待して選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名

監査役の人数	3名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と監査法人は密に連絡を取り合い、情報交換を行っている。監査役が経営幹部と接触することにより得た正確な社内情報と、監査法人が第三者的な立場から行った分析結果を持ち合うことで、適切な監査を実現している。また、監査役と内部監査部門は互いに相談・検討を行いながら監査計画を決定する。問題点が発見された場合は、意見交換を行い適切な監査を実現している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田名網 一嘉	税理士													
和田 安央	その他													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田名網 一嘉			田名網氏は、独立性基準及び開示加重要件のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立した立場であると同時に、税理士として会社経営に精通し当社のことにも熟知しているため、当社の経営判断に大いに資する方であると判断し、独立役員に指定いたしました。
和田 安央			和田氏は、社会保険労務士の資格を有しており、人事労務に関する相当程度の知見を有しているため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社に対する経営参画意識を高め、企業価値向上へのインセンティブを一層高めることを目的としております。

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、社内監査役、社外監査役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明 **更新**

社内取締役 業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与しております。
社内監査役 業務監査を強化する意欲や士気を高めることを目的として付与しております。
社外監査役 業務監査を強化する意欲や士気を高めることを目的として付与しております。
子会社取締役 業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

社内取締役に支払った報酬 6,456千円
社外取締役に支払った報酬 1,200千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役職、業績等を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部が社外取締役(社外監査役)と連絡を取り、取締役会開催日の決定や、他の取締役及び監査役との協議についての調整を行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

業務執行、指名及び報酬決定は取締役会及び代表取締役社長、監査・監督は監査役会、監査法人が行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、事業環境の変化に迅速に応じた意思決定を行い、機動的な経営を行うべく、取締役4名中2名は代表取締役に構成されております。このため当社は、機動的な経営を維持しつつ、制度として監査機能を明確に位置付けることができる監査役会設置会社の制度を採用しております。監査役は社外監査役かつ独立役員も含め、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されているものと判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会に出席する株主に配慮し、開催場所を交通の便の良い会場にしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト及び機関投資家向けに中間、期末に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://www.aeria.jp/)に、決算短信及び決算説明会資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にIR 担当者を選任しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1)当社は取締役及び使用人が法令及び定款その他社内規程を遵守して業務の執行を行う。
 - (2)コンプライアンスに関する周知・説明を行い、社内研修を実施するなどして、取締役及び使用人のコンプライアンス意識を高める。
 - (3)内部監査部門は、コンプライアンス体制が有効に機能しているかを定期的に監査し、コンプライアンス体制の構築、整備、維持に努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1)法令及び文書管理規程その他社内規程に基づき文書・資料及び情報の管理・保存・廃棄を行う。
 - (2)取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に管理・保存を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1)各担当取締役は、各部門におけるリスク管理体制の整備を推進するとともに、その実施状況を取締役会及び監査役に報告する。
 - (2)内部監査部門が定期的に各部門に対して内部監査を行い、代表取締役社長及び監査役にその監査結果を報告し、各担当取締役はリスク管理体制の見直し・改善を行う。
 - (3)不測の事態が発生した際は、代表取締役指揮下の対策本部を設置し、事態の把握に努め、損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1)定時取締役会を毎月1回開催し、必要ある場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
 - (2)取締役及び執行役員により構成される経営会議兼執行委員会を必要に応じて随時開催する。
 - (3)組織規程及び業務分掌規程に基づいて各部門の責任者に権限を委譲し、合理的かつ効率的に業務を遂行できる体制をとる。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1)関係会社管理規程に基づいて子会社を管理し、定期的に子会社との連絡会議を開催して情報交換を行い、当社グループ全体の利益最大化を促進する。
 - (2)当社内部監査部門が子会社の監査を行うことで、グループ全体での業務の適正を確保する。
6. 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - (1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該使用人を補助すべき使用人として指名することができる。
 - (2)監査役が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関する指揮権は監査役に移譲したものとし、当該使用人に関する人事異動及び考課については、取締役会と監査役との協議の上決定するものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1)監査役会規程及び内部情報管理規程に基づき、取締役及び使用人は当社及び当社グループに関する重要事項について監査役へ遅滞なく報告するものとし、監査役は取締役及び使用人に対して当該重要事項の報告を求めることができる。
 - (2)監査役は、取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
 - (3)内部監査部門は、監査役と定期的に意見交換を行い、内部監査の結果を監査役に報告するものとする。
 - (4)取締役会は、監査役の求めがあった場合、監査役が職務遂行上、弁護士及び公認会計士等の外部専門家に監査業務に関する必要な助言を受けることができる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然たる態度で対処するとともに、一切の関係を排除いたします。

また、従来より警察関連機関・弁護士等の外部専門機関との連携に努めており、反社会勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化を推進しております。

参考資料「模式図」：巻末「添付資料」をご覧ください。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【参考資料：模式図】

